

令和3年8月
堺市・堺市教育委員会

ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントについて

本市において、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援に繋げるため、厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）」を参考に本市関係課で検討を行い、以下のとおりアセスメントの考え方を整理しました。本資料は暫定的なものであり、今後、様々なケースの支援事例や課題を共有し、関係機関の対応に活かしていくものとします。

1 ヤングケアラーとは

- ヤングケアラーの定義は明確ではありませんが、本資料で支援を要するヤングケアラーとは、
 - ・本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども
 - ・子どもの年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響がある状態
 を指すものとします。
- 一般社団法人日本ケアラー連盟のヤングケアラープロジェクトでは、ヤングケアラーの具体例として、以下のように紹介されています。

【図表】 ヤングケアラーの例

（出典：一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」）



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

2 アセスメントの視点

- 「子ども自身の権利が侵害されていないか」「どのような権利が侵害されているか」を確認し、そのうえで、その権利侵害の理由が「ヤングケアラー」であるかを確認します。

- ヤングケアラーへの支援は、「子ども自身と問題やニーズ（必要としていること）を共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していく」ものであり、そこが「命の確保が最優先」である被虐待児への対応と大きく異なる点です。そのため、家族の状況や家族の中で子どもの役割や様子だけでなく、「子ども自身がこの状況をどう思っているか」「どうしたいと思っているか」といった子どもの想いや希望もきちんと把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要です。

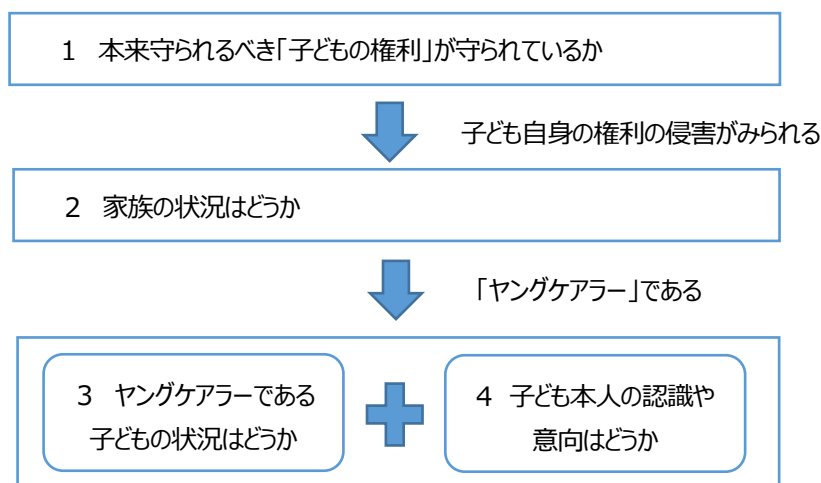
3 アセスメントシートの位置づけ

- 『ヤングケアラー』で課題となる家事や家族の世話の多くは家庭内で行われているため、子どもがそれらを担っているかを家族以外が把握することは容易ではありません。そこで、本資料のアセスメントシートでは、「子どもと関わりのある第三者でも気づける可能性のある子どもの様子・状況」をアセスメント項目として整理しています。
- 支援を必要とするヤングケアラーは、客観的に把握できる子どもだけではありませんが、より多くの視点からヤングケアラーの把握と支援が進むよう、子ども自身や学校、その他、多様な関係機関の理解・協力によって、アセスメントシートの運用と適宜見直し、事例や課題の共有と蓄積が必要です。

4 アセスメントの流れ

アセスメントは、次の4つの視点で順に確認します。

【アセスメントの流れ】



（出典：厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」（案））

（1）本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか

～子ども自身の権利が侵害されていないか～

- 守られるべき子どもの権利として、「健康に生きる権利」「教育を受ける権利」「子どもらしく過ごせる権利」が侵害されている可能性がないかを確認します。
- これらの項目は、ヤングケアラーの子どもにみられやすい特徴です。該当する項目がある場合には、「ヤングケアラー」という視点で改めて子どもや家庭の状況を確認してください。「★」が付いている項目はヤングケアラーである可能性が高い特徴です。
- なお、項目の中に「多く」「よく」などの表現を使用していますが、その頻度が「支援を必要とする状態か」

は、子どもの状況により異なります。まずはそのような子どもの様子があるかを確認したうえで、その頻度や状況等を踏まえ、支援の必要性を判断することが必要です。

(2) 家族の状況はどうか

～権利を侵害されている可能性がある子どもは「ヤングケアラー」か～

- (1)において、子ども自身の権利の侵害が見られる場合には、「児童の家族構成」「サポートが必要な家族の有無とその状況」、そして「子どもが行っている家族等へのサポートの内容」の3点について確認し、ヤングケアラーかどうかを判断します。
- また、入浴介助や排せつの介助、ケアを必要とする人の体を持ち上げるなどの身体的介護、ケアの相手の生命にかかわるケアや感情面のサポート（精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かせられるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含む）などは子どもにとって身体的・精神的な負担が大きく、子どもが行うには「不適切なケア」と考えられ、支援の緊急度は高いと考えられます。そのため、子どもが行っているサポートの内容については、具体的な状況を確認する必要があります。
- なお、サポートが必要な家族が「特にいない」、子どもが行っている家族等へのサポートの内容が「特にしていない」という場合は、「ヤングケアラー」とはいえません。しかし、「ヤングケアラー」ではないというだけで、子どもの権利侵害がみられる場合には、その要因を確認し、必要な支援につなげることが必要です。

(3) ヤングケアラーである子どもの状況はどうか

～子どもがサポートしている相手や時間はどうか～

- 「ヤングケアラーである」ことが確認された場合には、どのような支援が必要かを検討するために、「子どもがサポートしている相手」と「子ども自身がサポートに費やしている時間」を確認します。子どもが自身の能力で対応できる、責任のそれほど重くないサポートを行っている場合でも、サポートをするのに費やす時間の長さによっては子どもの生活が制限される「過度なケア」となっていることがあります。
- また、公的サービスの利用が必要か、どの程度必要かなどを検討するために、家庭内において「家事や家族の世話」を担える人がいるか、担う内容を増やせる余地があるかを確認します。

(4) 子ども本人の認識や意向はどうか

～子ども自身がどう感じているか、どうしたいと思っているか～

- ヤングケアラーへの支援においては、子どもにとってどのような状況が望ましいのかについて、子どもと一緒に考え、子ども自身の理解・納得を得ながら支援につなげていくことが重要です。
- 子ども自身がヤングケアラーであることを認識していない、子ども自身が家族のケアにやりがいを感じている、などのケースもあります。そこで、客観的な立場から子どもの様子・状況を確認したうえで、「子ども自身が『ヤングケアラー』であることを認識しているか」、「子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）」といった、子ども自身が今の状況をどう思っているのか、どうしたいのか等を把握します。
- また、子どものメンタル面での状況を踏まえ、必要な支援が行えるよう「家族の状況やサポートしていることについて、誰かに話せているか」、「子ども本人が相談できる、理解してくれると思える相手がいるか」を確認してください。

5 アセスメント結果に基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討

- アセスメントの結果、子どもの権利侵害がみられる場合には、その状況を改善し子ども自身の権利を回復するための支援が必要となります。
- 子どもどのような権利が侵害されているか、それをどのような状況に変えていくかについて、子どもの置かれている状況や子どもの意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援の方針を確認します。
- また、権利が侵害されていたことによる子ども自身への影響についても確認し、子どもに対する支援の必要性についても検討する必要があります。
- ヤングケアラーは、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」です。そのため、子どもが担っている家事や家族の世話を代わりにやってくれる大人やサービスにつなげ、子どもが不適切なケアを担うことを防止し、家事や家族の世話を行っている時間を減らすことが主な選択肢の一つになります。
- つまり、ヤングケアラーへの支援は、子どもの権利を回復するための支援ではありますが、「本来担うべき大人が担えていない」ことが課題であるため、家事援助サービスや訪問看護といった高齢福祉や障害福祉などのサービスにつないでいくことが必要であり、児童福祉に限定されない多様な機関との連携が不可欠です。支援方法の確認や具体的な支援計画の作成は、これらの機関を含めた体制で実施することが重要です。

6 ヤングケアラーの発見から支援までの流れ

支援が必要なヤングケアラーの発見から支援までの流れと役割分担は以下のとおりです。

(1) 発見

➤ 学校等の場合

学校の状況調査等の結果や子どもの状況をもとに、担任や養護教諭等がヤングケアラーの可能性があると気づく。

↓

学校からスクールソーシャルワーカーに連絡。スクールソーシャルワーカーは、アセスメントシートを活用して当該子どもがヤングケアラーであるかのアセスメントを行う。

↓

アセスメント結果を学校（担任、生徒指導主事、教頭、校長等）に報告。

子どもが抱える学校生活や学習面等の課題に対して、学校での対応を検討し、実施する。

↓

さらに、背景にある家庭の福祉的な課題に対して、福祉的な支援が必要（または支援状況の確認が必要）であると判断する場合、「P6～7 ヤングケアラーの課題に対応する主な支援機関」をもとに、居住区の支援担当窓口と連絡し、記入したアセスメントシートを提供する。

※既に要保護児童対策地域協議会において見守り中の子どもについては、緊急の場合を除き、次回区ケース連絡会で状況を共有する。

➤ その他関係機関の場合

ヤングケアラーの可能性のある児童を発見する。

↓

本アセスメントシートを参考に、できる限り情報収集した結果、福祉的な支援が必要（または支援状況の確認が必要）と思われる。

↓

「P6～7 ヤングケアラーの課題に対応する主な支援機関」をもとに、居住区の支援担当窓口に連絡し、記入したアセスメントシートを提供する。

（２）支援（学校・支援機関の連携）

学校（スクールソーシャルワーカー）や関係機関から各支援担当窓口へヤングケアラーについての連絡を受ける。

↓

各支援担当窓口において、学校（スクールソーシャルワーカー）等が実施したアセスメントを参考に、当該子どもの家庭に関する状況を確認し、支援の必要性等を検討する。

↓

対応の方向性や家庭への働きかけ方等について、支援機関と学校（スクールソーシャルワーカー）等で共有・協議し、ケースに応じて連携した対応を行う。

※複合的な課題に連携して対応した支援ケースや困難ケースなどの事例や課題を、支援機関間やスクールソーシャルワーカーとの間で共有・蓄積し、今後の支援のあり方や施策の検討に活用する。

■ヤングケアラーの課題に対応する主な支援機関 連絡先一覧

【養育、育児支援等に関すること】各区 子育て支援課

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
堺	228-7023	中	270-0550	東	287-8198	西	343-5020
南	290-1744	北	258-6621	美原	341-6411		

【生活保護に関すること】各区 生活援護課

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
堺	228-7498	中	270-8191	東	287-8110	西	275-1911
南	290-1810	北	258-6751	美原	363-9315		

【障害者・児の相談支援に関すること】障害者基幹相談支援センター

区	連絡先	区	連絡先	区	連絡先	区	連絡先
堺	TEL 224-8166 FAX 224-4400	中	TEL 278-8166 FAX 278-4400	東	TEL 285-6666 FAX 287-6767	西	TEL 271-6677 FAX 274-7700
南	TEL 295-8166 FAX 298-0044	北	TEL 251-8166 FAX 250-8800	美原	TEL 361-1883 FAX 361-4444		

【高齢者の相談支援に関すること】地域包括支援センター・基幹型包括支援センター

区	名称	担当区域（小学校区）	電話番号
堺	堺第1地域包括支援センター	三宝・錦西・市・英彰	222-8082
	堺第2地域包括支援センター	錦・錦綾・浅香山・三国丘	229-9240
	堺第3地域包括支援センター	熊野・少林寺・安井・榎	223-1500
	堺第4地域包括支援センター	神石・新湊・大仙・大仙西	275-8586
	堺基幹型包括支援センター	—	228-7052
中	中第1地域包括支援センター	八田荘・八田荘西・深井・深井西	276-0800
	中第2地域包括支援センター	東百舌鳥・宮園・東深井・土師	234-6500
	中第3地域包括支援センター	久世・福田・深阪・東陶器・西陶器・	234-2006
	中基幹型包括支援センター	—	270-8268
東	東第1地域包括支援センター	南八下・八下西・日置荘・日置荘西・白鷺	240-0018
	東第1地域相談窓口		286-2828
	東第2地域包括支援センター	登美丘西・登美丘東・登美丘南・野田	237-0111
	東基幹型包括支援センター	—	287-8730
西	西第1地域包括支援センター	浜寺・浜寺東・浜寺石津・浜寺昭和	268-5056
	西第2地域包括支援センター	鳳・鳳南・福泉・福泉上・福泉東	271-0048
	西第3地域包括支援センター	津久野・向丘・平岡・家原寺・上野芝	260-5022

	西基幹型包括支援センター	—	275-0009
南	南第1地域包括支援センター	美木多（鴨谷台含む）・赤坂台・新松尾台・城山台	295-1555
	南第2地域包括支援センター	福泉中央・桃山台・原山ひかり・庭代台・御池台	290-7030
	南第3地域包括支援センター	上神谷・宮山台・竹城台・竹城台東・若松台・茶山台	289-8085
	南第4地域包括支援センター	三原台・はるみ・槇塚台・泉北高倉	291-6681
	南基幹型包括支援センター	—	290-1866
北	北第1地域包括支援センター	東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東	240-0120
	北第2地域包括支援センター	東三国丘・光竜寺・新金岡・新金岡東	252-0110
	北第3地域包括支援センター	大泉・金岡・金岡南・北八下	257-1515
	北第4地域包括支援センター	中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥	276-3838
	北基幹型包括支援センター	—	258-6886
美原	美原第1地域包括支援センター	美原区全域	369-3070
	美原基幹型包括支援センター	—	361-1950

【通訳ボランティア・外国人相談等に関すること】

支援機関	場所	電話番号
多文化交流プラザ・さかい	堺市総合福祉会館 5 階	340-1090

【地域での見守り支援に関すること】 堺市社会福祉協議会 各区事務所

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
堺	226-2987	中	270-4066	東	287-0004	西	275-0255
南	295-8250	北	258-4700	美原	369-2040		

※基本的な相談窓口は上記のとおりですが、学校（スクールソーシャルワーカー）と各区支援機関の間で関係性を構築し、円滑な連携を図るものとします。

ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート

児童氏名		生年月日		児童の所属 (担任等: _____ 電話: _____)		
1 本来守られるべき子どもの権利が守られているか	① 健康に生きる権利			ヤングケアラーであると判断する目安		
	★ 病院に通院・受診できない、服薬できない			左表の		
	★ 精神的な不安定さがある			<input type="checkbox"/> 1守られるべき子どもの権利①②③のうち、2つ以上の権利の★項目に該当 (例: ①健康に生きる権利の★項目で1つ、②教育を受ける権利の★項目で1つ該当)		
	★ 給食時に過食傾向がみられる(何度もおかわりする)			<input type="checkbox"/> 2ヤングケアラーであるかの確認で、①サポートが必要な家族があり、②子どもがサポートを行っている場合		
	その他の気になる点 表情が乏しい 家族に関する不安や悩みを口に出している 将来に対する不安や悩みを口に出している 極端に痩せている、痩せてきた 極端に太っている、太ってきた 生活リズムが整っていない 身だしなみが整っていないことが多い(季節に合わない) 予防接種を受けていない 虫歯が多い			の両方に該当する場合(該当しないが総合的に判断して支援が必要な場合も含む) ※虐待が疑われる場合は直ちに通告してください		
	② 教育を受ける権利			要保護児童対策地域協議会での見守りの有無		
	★ 欠席が多い、不登校			<input type="checkbox"/> 見守り無し <input type="checkbox"/> 見守り中		
	★ 遅刻や早退が多い			→ 次回区ケース連絡会で共有 (緊急の場合は「見守り無し」の流れ)		
	★ 保健室で過ごすことが多い			以下の状況をできる限り把握する。		
	★ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かける			① 児童の家族構成		
授業中の集中力が欠けている、居眠りが多い 学力が低下している 宿題や持ち物の忘れ物が多い 保護者の承諾が必要な提出物の遅れ、忘れが多い 学校(部活)に必要なものを用意してもらえない お弁当を持ってこない、コンビニ等で買った昼食が多い 部活に入っていない、休みが多い 修学旅行や宿泊行事等を欠席する 学校徴収金が遅れる、未払い クラスで一人であることが多い			母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> きょうだい(人: 歳 歳 歳) その他()			
③ 子どもらしく過ごせる権利			② 子どもがサポートしている相手			
★ 生活のために(家庭の事情により)就職している			母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> きょうだい <input type="checkbox"/> 家族全体 <input type="checkbox"/> その他()			
★ 生活のためにアルバイトをしている			③ 子どもがサポートに費やしている時間			
★ 家族の介助をしている姿を見かける			平日: 1日 時間程度 休日: 1日 時間程度			
★ 家族の付添をしている姿を見かける			④ 子ども本人のヤングケアラーであることへの認識			
★ 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける			<input type="checkbox"/> 認識有 <input type="checkbox"/> 認識無			
年齢と比べて情緒的成熟度が高い 友達と遊んでいる姿をあまり見かけない			⑤ 子ども自身の想い・希望			
① サポートが必要な家族の有無とその状況			⑥ スクールソーシャルワーカー所見			
特になし(→ヤングケアラーではない)			支援を検討する必要あり <input type="checkbox"/> 現在の支援状況の確認が必要 <input type="checkbox"/> 学校での見守りを継続 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> (理由)			
高齢 <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 親が多忙 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 経済的に苦しい <input type="checkbox"/> 精神疾患(疑い含む) <input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い <input type="checkbox"/> 日本語が不自由 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/>			アセスメント結果を学校と共有し、支援の検討や確認が必要と判断する場合は、支援担当窓口(P6~7参照)に連絡			
(家族に関する特記事項:利用している支援などわかる範囲で記入)			記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
生活保護 <input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 受給無 <input type="checkbox"/>			記入者(SSW氏名) _____			
障害者手帳 <input type="checkbox"/> 有(種類 _____) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/>			電話 _____			
その他の支援 _____						
② 子どもが行っている家族等へのサポートの内容						
特になし(→ヤングケアラーではない)						
身体的な介護 <input type="checkbox"/> 生活費の援助 <input type="checkbox"/>						
情緒的な支援(※) <input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行 <input type="checkbox"/>						
きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き <input type="checkbox"/>						
家事 <input type="checkbox"/> 服薬管理・投与 <input type="checkbox"/>						
通訳(日本語・手話) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/>						
(※) 情緒的な支援とは、精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かせるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含む。						

※厚生労働省「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシートを参考に作成